

鹿角市集落墓地の移転新設及び拡張に係る事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿角市（以下「市」という。）が集落墓地の経営者となって、集落墓地を移転新設及び拡張（以下「移転新設等」という。）する場合の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「集落墓地」とは、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）の施行前から設置されている墓地で、地域住民等で構成する集落等によって管理が行われている墓地をいう。ただし、宗教法人等が経営者となっている墓地を除く。

(墓地の経営等)

第3条 集落墓地を移転新設等するときは、市が当該墓地の経営者となるものとする。

2 移転新設等を行う土地は、原則として、市が所有する土地とする。

(事前協議)

第4条 集落墓地の移転新設等を行う場合において、法第10条による許可を受けようとする者は、あらかじめ、事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 墓地の移転新設・拡張理由書

(2) 位置図

(3) 墓地の移転新設等に係る関係者の同意状況が分かる書類

(4) 墓地を整備する土地の登記簿謄本及び集落の地図（公図）

(5) 土地を市に寄附することについての同意書

(6) 墓地整備計画図（縮尺、方位、隣接との境界線、区画、通路、施設等を明示したもの）

(7) 関係者一同において責任を持って管理する旨を記載した誓約書

2 市長は前項の協議書の提出があった場合には、管理体制及び公衆衛生その他公共の福祉の見地から判断し、事前協議回答書（様式第2号）により同意の適否を回答するものとする。

(土地の寄附)

第5条 移転新設等予定地の市への寄附は、前条第2項の回答書により同意を得たのち、申し出るものとする。

(工事着手届)

第6条 第4条第2項の回答書により同意を得た者が、移転新設等のための工事に着手しようとするときは、集落墓地工事着手届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(工事完成届)

第7条 集落墓地を移転新設等した者は、当該墓地に係る工事完了後、速やかに集落墓地工事完成届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(墓地管理者の届出)

第8条 前条の完成届を提出した集落墓地について、管理業務を開始しようとするときは、集落墓地管理者設定届(様式第5号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 墓地関係者名簿の写し

(2) 墓地管理規程の写し

2 集落墓地を管理する者は、管理者に変更があった場合は、集落墓地管理者変更届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所
代表者氏名
(電話番号)

事前協議書

集落墓地を（移転新設・拡張）したいので、関係書類を添えて協議します。

様式第2号（第4条関係）

文書番号
年 月 日

様

鹿角市長

事前協議回答書

年 月 日付けで協議のありました集落墓地の（移転新設・拡張）について、下記のとおり回答します。

記

1. 適 墓地管理組合を設立の上、集落墓地が組合により適切に管理されることを条件に同意します
2. 否 (理由)

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所
代表者氏名
(電話番号)

集落墓地工事着手届

集落墓地の工事に着手しますので、届け出します。

集落墓地の名称	
集落墓地の所在地	
工事の内容	
工事の着手予定年月日	着手 年 月 日
工事の完成予定年月日	完成 年 月 日

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所
代表者氏名
(電話番号)

集落墓地工事完成届

集落墓地の工事が完成したので、届け出します。

集落墓地の名称	
集落墓地の所在地	
工事の着手年月日	着手 年 月 日
工事の完成年月日	完成 年 月 日
施工業者名	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所
管理組合名
代表者氏名
(電話番号)

集落墓地管理者設定届

集落墓地の管理者を下記のとおり設定したので、届け出します。

記

1. 管理者氏名
(生年月日)
(電話番号)
2. 管理者本籍
3. 管理者住所

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

鹿角市長 様

申請者 住所
管理組合名
代表者氏名
(電話番号)

集落墓地管理者変更届

集落墓地の管理者を下記のとおり変更したので、届け出します。

記

1. 管理者氏名
(生年月日)
(電話番号)
2. 管理者本籍
3. 管理者住所